

局 長 ありがとうございます。
これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。議事に先立ちまして定足数の報告を局長が行います。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数23名中、本日は柳井 正二 委員、柳井 徳雄 委員が欠席となっており、出席委員は21名となります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号 7番 姫嶋正則 委員、議席番号 14番 山下幸延 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入りたいと思います。議案第58号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。
議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転し、又は使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定することについて、許可申請書の提出が下記のとおり、あったので提案する。

平成29年12月26日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

番号1、田 184㎡ を耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。

以上1件の申請については、農地法第3条第2項の[全部効率利用要件]、[農作業常時従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

12月20日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明および報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

小川

委員 私、小川より、12月20日に実施しました議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号1の申請についてです。

売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆で、適切に耕作管理されています。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 4 ページをお開きください。

議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 29 年 12 月 26 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、賃借権の設定により借り受け、太陽光発電施設用地及び進入路用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 2、畑 1,249 m² を、賃借権の設定により借り受け、太陽光発電施設用地および進入路用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

なお今回の 2 件の申請は、議案 60 号で審議されます農地転用事業計画変更に伴い、新たに追加された案件となります。以上、2 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員

会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請2件について、ご提案申し上げます。

議長　それでは、事前に現地調査をしていただいております調査委員さんより報告をお願いいたします。

佐藤

委員　私、佐藤より、12月20日に実施しました議案第59号　農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請についてです。

賃借権の設定により、農地を借り受け、太陽光発電施設用地及び進入路用地として利用するものです。

この案件は、議案60号で後程報告いたしますが、平成29年8月31日付け指令農集営第5号の8で、農地法第5条許可を受けた転用計画の変更に伴い、追加されるものです。スライドの青色囲みがすでに5条許可を受けた部分で、黄色囲みが、今回の申請地です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。

賃借権の設定により、農地を借り受け、太陽光発電施設用地および進入路用地として利用するものです。

この案件につきましても、番号1と同様に、平成29年8月31日付け指令農集営第5号の8で、農地法第5条許可を受けた転用計画の変更に伴い追加されるものです。スライドの青色囲みが既に5条許可を受けた部分で、黄色囲みが、今回の申請地です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。
以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議長 それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議長 次に、議案第60号 農地転用事業計画変更申請について事務局より説明をお願いします。

次長 7ページとなります。

議案第60号 農地転用事業計画変更申請について 大分県農地法関係事務処理要領に基づき、下記のとおり農地転用事業計画変更申請書の提出があったので提案する。

平成29年12月26日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、19筆 畑が6,272㎡、田が1,813㎡ 合計8,085㎡ を、当初の事業計画者が、事業計画の変更を行い太陽光発電施設用地及び進入路用地として利用するものです。農地の区分は3種農地となっております。

すでに、平成29年8月3日付け指令農集営第5号の8で、農地法第5条の許可を受けており、今回は、その事業計画の変更について審議いただくものです。うち、先程審議していただいた議案第59号の5条申請2筆が含まれます。

以上、農地転用計画変更申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいております調査委員さんより報告をお願いいたします。

佐 藤
委 員

私、佐藤より、12 月 20 日に実施しました議案第 60 号 大分県農地法関係事務処理要領による計画変更に関する現地調査の報告を行います。別紙の大分県農地法関係事務処理要領と合わせて報告します。

番号 1 の申請についてです。

平成 29 年 8 月 31 日付け指令農集営第 5 号の 8 で、農地法第 5 条の許可を受けた転用計画について、その内容の変更を行うものです。

申請地は 19 筆で、スライドの青色・赤色・黄色の部分が計画変更の対象です。

申請者は、転用許可後、転用許可を受けた土地内に、地元地区から管理道路を設置してほしいという要望を受けたため、当初計画を変更せざるを得なくなり、管理道路を設置するためには、太陽光パネルの配置を変える必要があり、パネルを配置する部分の面積が不足するため、計画面積を増やすことになりました。先程、報告済みの 5 条申請の番号 1 および番号 2 は、この増加分に該当します。

また、大分県南部を中止に台風 18 号の甚大な被害があったことを踏まえ、側溝を整備し、雨水の排水計画を強化するものであります。

別紙の大分県の定める基準 1～5 について、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。よって、大分県農地法関係事務処理要領に適合すると判断し、許可相当であると報告します。

以上、農地転用事業計画変更申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小 橋
委 員 いいですか。図面がわかりづらいのですが、ハウスが隣にあるように見えるのですが、地主が農地として活用できないということか。

和 田
主 幹 はい、説明します。ハウスについてですが、航空写真ではハウスがありますが 2 年くらい前に土地の持ち主が、農業ができないということでハウスを取り壊しています。

小 橋
委 員 航空写真が古いということですか。

和 田
主 幹 そうです、航空写真が古いですが、ハウスはもうございません。

小 橋
委 員 わかりました。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 ほかに質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 60 号 農地転用事業計画変更申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 農地転用事業計画変更申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いします。

次 長 10 ページになります。

議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。(資料別冊)

平成 29 年 12 月 26 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画(第 13 号)「平成 29 年 12 月 26 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 29 年 12 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明します。

中段に①の利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。

新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、50,271 m²、42 筆です。

畑については、27,374 m²、32 筆です。

合計面積は、77,645 m² 74 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 33 人に対しまして、借り手は 26 人となります。

2 ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。

以上、簡単ではございますが、平成 29 年 12 月 4 日公告予定の農用地利用集積計画(第 12 号)について、ご提案申し上げます。

議 長 只今の説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 62 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 11 ページとなります。

議案第 52 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。（資料別冊）

平成 29 年 12 月 26 日 白杵市農業委員会 会長 疋田忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1 ページをご覧ください。

地権者が所有する 7 筆 5,289 m²を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10 a 当り 5,042 円から 6,547 円となっています。

以上 配分計画についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 62 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 10:00）